

「トラック物流2024年問題」 に関するオンライン説明会のお知らせ

「**トラック物流の2024年問題**」に関する情報提供のため、国土交通省では**オンライン説明会**を以下の日程で行います。当説明会では参加者の問題意識・ご質問にお答えしますので、事前登録の際にご記入ください。

(本説明会は第9回まで中国運輸局主催で実施されております。今般第10回より全国版に引き上げられましたので皆様にお知らせいたします。)

ご案内・事前登録フォーム

令和6年5月24日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

<https://forms.office.com/r/YEein1M0gv>



※説明会参加用URLは前日に各参加者あてお送りします。

トラック物流の2024年問題とは？

2024年4月以降、**トラックドライバーの残業時間が「年960時間まで」に制限**され、**それ以上残業して貨物が運べなくなる＝運べる貨物が減る**という懸念のこと。

【2024年問題の物流への影響】具体的な対応を行わなかった場合、
2024年度には輸送能力が約14%（4億トン相当）不足する可能性あり。
2030年度には輸送能力が約34%（9億トン相当）不足する可能性あり。

制度改正 の内容

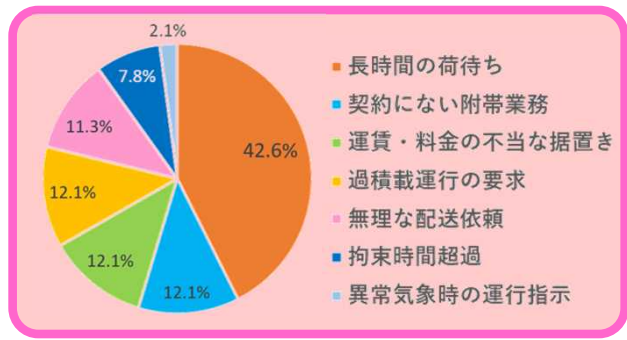
| | 現行 | 改正後（令和6年4月～） |
|---------------------------------|---|---|
| 時間外労働規制 (労働基準法) | なし | 960時間 (原則、年720時間) |
| 拘束時間 (労働時間+休憩時間) (改善基準告示) | 【1日あたり】 ・原則13時間以内、最大16時間以内 ※15時間超は1週間2回以内 【1ヶ月あたり】 原則、293時間以内。 ただし、労使協定により、年3,516時間を超えない範囲内で、320時間まで延長可。 | 【1日あたり】 ・原則13時間以内、最大15時間以内。 ・長距離運行は週2回まで16時間 ※14時間超は1週間2回以内 【1ヶ月あたり】 原則、年3,300時間、284時間以内。 ただし、労使協定により、年3,400時間を超えない範囲内で、310時間まで延長可。 |

しかし、問題の本質は、労働環境が過酷なことによる**長期的なドライバー不足**。
問題解決には、発着荷主企業の皆様のご理解、ご協力が必要です。

【お願い①】 違反原因行為の防止に向けた対応

「違反原因行為」はトラックドライバーに無理をさせ、過労運転、スピード違反、過積載などの原因になる行為です。
 「ちょっと頼むよ」という何気ない一言が引き金になることを、社内で周知いただきたいと思います。
 更に「運賃を不当に低く据え置くこと」「契約にない作業(附帯業務)」をさせることも違反原因行為になり得ます。

違反原因行為の発生割合



【お願い②】 運賃交渉への誠意を持った対応

トラック運送事業者が事業を継続するためには、適正に人材の確保、設備（トラック等）の適切な更新、燃料費の回収を行う必要があります。

トラック運送事業者が収入を得る手段は運送の対価である「運賃」、荷積み・荷下ろし、その他作業の対価である「料金」のため、それらへの適切なコストの転嫁が必要です。

国は「標準的な運賃・料金」を定め告示し、更に運輸局は、これを携えて荷主企業に交渉に行くよう、トラック運送事業者の背中を押しています。交渉には、是非誠意を持った対応をお願いします。

標準的な運賃・料金（北海道運輸局ブロック）

I 距離制運賃表

北海道運輸局

(単位:円)

| 車種別 キロ程 | 小型車 (2tクラス) | 中型車 (4tクラス) | 大型車 (10tクラス) | トレーラー (20tクラス) |
|----------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 10km | 13,220 | 15,340 | 20,190 | 25,740 |
| 20km | 14,930 | 17,340 | 23,000 | 29,550 |
| 30km | 16,640 | 19,340 | 25,810 | 33,350 |
| 40km | 18,340 | 21,340 | 28,620 | 37,160 |
| 50km | 20,050 | 23,330 | 31,430 | 40,960 |
| 60km | 21,760 | 25,330 | 34,240 | 44,770 |
| 70km | 23,470 | 27,330 | 37,040 | 48,570 |
| 80km | 25,180 | 29,330 | 39,850 | 52,380 |
| 90km | 26,890 | 31,330 | 42,660 | 56,180 |
| 100km | 28,600 | 33,330 | 45,470 | 59,990 |
| 110km | 30,290 | 35,280 | 48,170 | 63,640 |
| 120km | 31,980 | 37,230 | 50,870 | 67,290 |
| 130km | 33,670 | 39,180 | 53,580 | 70,940 |
| 140km | 35,360 | 41,140 | 56,280 | 74,590 |
| 150km | 37,050 | 43,090 | 58,980 | 78,240 |
| 160km | 38,730 | 45,040 | 61,680 | 81,890 |
| 170km | 40,420 | 47,000 | 64,380 | 85,540 |
| 180km | 42,110 | 48,950 | 67,080 | 89,190 |
| 190km | 43,800 | 50,900 | 69,790 | 92,840 |
| 200km | 45,490 | 52,850 | 72,490 | 96,490 |
| 200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額 | 3,350 | 3,860 | 5,310 | 7,170 |
| 500kmを超えて700kmまで20kmを増すごとに加算する金額 | 8,380 | 9,650 | 13,270 | 17,920 |

待機時間料

| 車種別 時間 | 小型車 (2tクラス) | 中型車 (4tクラス) | 大型車 (10tクラス) | トレーラー (20tクラス) |
|---|----------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 30分を超える場合において30分までごとに発生する金額 | 1,680円 | 1,760円 | 1,890円 | 2,220円 |
| VIに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額 | 2,010円 | 2,110円 | 2,270円 | 2,670円 |

積込料・取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

| 車種別 時間/内容 | 小型車 (2tクラス) | 中型車 (4tクラス) | 大型車 (10tクラス) | トレーラー (20tクラス) | |
|--|----------------------|----------------|-----------------|-------------------|--------|
| 30分までごとに発生する金額 | フォークリフト又はユニックを使用した場合 | 2,080円 | 2,180円 | 2,340円 | 2,750円 |
| | 手積みの場合 | 2,000円 | 2,100円 | 2,260円 | 2,650円 |
| Vに定める待機時間料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額 | フォークリフト又はユニックを使用した場合 | 2,490円 | 2,610円 | 2,810円 | 3,300円 |
| | 手積みの場合 | 2,400円 | 2,520円 | 2,710円 | 3,180円 |

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として收受

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（R5.11.29）

内閣官房及び公正取引委員会 は連名で以下の指針を策定・公表しました。

発注者として採るべき行動／求められる行動

【行動①】：本社（経営トップ）の関与

【行動②】：発注者側からの定期的な協議の実施

【行動③】：説明・資料を求める場合は公表資料※とすること

【行動④】：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

【行動⑤】：要請があれば協議のテーブルにつくこと

【行動⑥】：必要に応じ考え方を提案すること

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

【行動①】：定期的なコミュニケーション

【行動②】：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

※運賃交渉にあたっては「標準的な運賃・料金」が公表資料にあたります。

なお、発注者が本指針に記載の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していくとされています。